

# お知らせ

## ～ information ～

### 平成22年 4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます。

#### ■対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

#### ■手続き

申請書、診断書、写真（たて4 cm×横3 cm）をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。  
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限り、  
※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

#### 【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象になります。ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象となりません。

#### ※Child-Pugh分類

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

なお、平成22年4月から肝臓移植術とこれに伴う抗免疫療法が自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となります。

自立支援医療（更生医療・育成医療）を利用するためには、身体障害者手帳が必要です。

平成22年3月1日から手帳の交付申請の受付を開始します。

詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ先

風間浦村役場村民生活課（総合福祉センターげんきかん内） ☎ 35-3111

### 戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）が支給されます。

#### ■主な支給対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

#### 戦没者等死亡当時のご遺族で

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方
5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族  
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

#### ■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

#### ■請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

#### ■請求窓口

風間浦村役場村民生活課（総合福祉センターげんきかん内） ☎ 35-3111